

静岡県立大学附属図書館の静岡県立大学短期大学部教職員及び学生利用細則

平成 28 年 7 月 1 日 細則第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、静岡県立大学附属図書館利用規程第 18 条に基づき、静岡県立大学附属図書館（以下「図書館」という。）の静岡県立大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）教職員及び学生の利用に際して必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第 2 条 図書館は、短期大学部の教職員及び学生が利用できるものとする。

(利用手続)

第 3 条 図書館を利用する者は、本人であることを確認できる職員証又は学生証を携行し、図書館職員から求められたときは、これを提示しなければならない。

(館内利用)

第 4 条 図書館を利用できる範囲は、静岡県立大学附属図書館利用規程（以下「利用規程」という。）によるものとする。

(館外利用)

第 5 条 館外貸出図書の冊数及び期間は、次の表のとおりとする。

区分	貸出冊数	貸出期間
短期大学部の教職員	制限なし	4 週間以内
短期大学部の学生	15 冊以内	2 週間以内

2 館外貸出は、本学の教育研究に支障のない範囲とする。ただし、図書館長が特に必要と認めたときは、条件を付して許可することができる。

3 貸出冊数は、静岡県立大学短期大学部附属図書館の貸出冊数との合算とする。

(利用心得)

第 6 条 図書館を利用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用規程を遵守すること。
- (2) 静岡県立大学附属図書館長の指示に従うこと。

附則

この細則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。